

第23回政策評価審議会（第26回政策評価制度部会との合同） 議事要旨

- 1 日 時 令和3年5月26日（水）10時00分から12時00分
- 2 場 所
We b会議により開催
- 3 出席者
(委員)
岡素之会長、森田朗会長代理、岩崎尚子委員、牛尾陽子委員、薄井充裕委員、
田淵雪子委員、前葉泰幸委員、田辺国昭臨時委員、横田響子臨時委員

(法務省)
押切保護局更生保護振興課長

(農林水産省)
青山農村振興局整備部防災課長

(熊本県)
青木農林水産部農地整備課長

(総務省)
長屋総務審議官、白岩行政評価局長、米澤大臣官房審議官、佐々木大臣官房審議官、
砂山総務課長、原嶋企画課長、辻政策評価課長、花井評価監視官、野竹評価監視官
- 4 議 題
 - 1 会長互選、会長代理指名、部会の構成員指名、部会長指名、部会長代理指名、ワーキング・グループ（規制評価及び公共事業評価）の構成員指名
 - 2 政策評価審議会提言を踏まえた今後の取組について
 - 3 行政評価局調査について（外来種対策の推進に関する政策評価）
 - 4 政策評価制度部会に係る取組の状況について
- 5 資 料
 - 資料1 政策評価審議会名簿（令和3年4月1日現在）
 - 資料2－1 農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視（概要）
 - 資料2－2 農林水産省提出資料

- 資料 2-3 熊本県提出資料
- 資料 2-4 農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視（第一報）
（案）
- 資料 2-5 「更生保護ボランティア」に関する実態調査（概要）
- 資料 2-6 法務省提出資料
- 資料 2-7 提言を踏まえた今後の主な取組
- 資料 2-8 政策評価の改善に向けた取組について
- 資料 2-9 政策評価の改善に関するワーキング・グループの設置について（案）
- 資料 2-10 行政機関が行う評価に係る実態の把握等に関するワーキング・グループ
の設置について（案）
- 資料 3 外来種対策の推進に関する政策評価（実地調査結果の中間報告）
- 資料 4-1 公共事業に係る政策評価の点検結果（令和 2 年度）
- 資料 4-2 令和 2 年度の実証的共同研究の取組について
- 参考資料 1-1 政策評価審議会関係法令
- 参考資料 1-2 政策評価審議会議事運営規則

6 会議経過

(1) 委員の互選により、岡委員が会長に選任された。岡会長が、会長代理に森田委員を、政策評価制度部会の構成員及び部会長をそれぞれ指名した。森田部会長が、部会長代理に牛尾委員を指名した。

なお、ワーキング・グループ（規制評価及び公共事業評価）の構成員については、別途、森田部会長が指名することとし、事務局を通じて構成員に通知すること、及び、通知後に各ワーキング・グループの構成員一覧等を追加資料として公表することとされた。

(2) 事務局から、「農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視」について、資料 2-1 に沿って説明が行われ、関連して農林水産省から資料 2-2 に沿って、また、熊本県から資料 2-3 に沿って、それぞれ現場の実態についての報告が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 三重県津市における農業災害復旧の実例を基に、少額の計画変更に関する協議の簡素化及び実態に合わせた残土処理の積算方法変更を求める意見があった。本意見に対し、農林水産省から、意見を踏まえて、関係機関との調整を含め検討したいとの説明があった。
- ・ 今回の調査について、調査対象機関として、総務省に対する期待、意見及び要望があるかとの質問に対し、熊本県から、計画変更に係る事務の簡素化などの改善が行われればありがたいとの回答があった。
- ・ 最近の自然災害の発生頻度を考えると、災害復旧の迅速性が求められており、

被害状況の把握にICT技術を活用する仕組みを全国的に整備することや、災害査定における国と地方公共団体の連携等が必要であり、また、地方公共団体における防災CIOの設置やBCPの活用が課題であるとの意見があった。

- ・ 災害査定や補助金申請のデジタル化によるワンストップサービス実現のために、標準システムを構築することも考えられるが、現場での課題や要望が何かあるかとの質問に対し、熊本県から、デジタル化によって手続が簡素化されるのであれば助かるとの回答があった。
- ・ 災害復旧においては人的支援も重要であることから、農林水産省では「災害応援人材バンク」のような登録制度の整備を進めているのか。進めている場合、何がネックになっており、また、どのようにフォローアップすれば良いのかとの質問があった。これに対し、農林水産省から、省内の災害復旧の経験者をリストアップしたり、民間コンサルタントへの協力を依頼しているほか、今後、ICTを活用した遠隔地からの支援が実現できないか検討中であるとの回答があった。
- ・ 迅速な対応のために手続の簡素化自体は賛成であるものの、コスト面から事後の検証と併せて考えるべきである。また、耕作放棄地の増加が見られ、農地の集約が求められている状況について、災害復旧プロセスの中で対応できないのかとの意見があった。
- ・ 過去の災害データをビッグデータとして保存しておけば、新たな災害が起こった際に、ドローン等で取得した情報と過去のデータを突合することにより、更なる査定の迅速化が進むのではないかとの意見があった。

(3) 事務局から、「農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視」について、資料2-4に沿って追加説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 災害復旧の対象は農地に限らないことから、災害復旧に関わる全般的な問題はどこにあるのか、一番良い改善方法は何なのかといった内容について、特に現場の市町村の意見を幅広く聴取し、農林水産省にとどまらず、各府省を横断的に調査することを考えられないかとの意見があった。本意見に対し、事務局から、同様に公共事業を行っている国土交通省や内閣府の防災部門との関連や、ほかの災害復旧プロセスについても調査していきたいとの説明があった。

(4) 「「更生保護ボランティア」に関する実態調査」について、事務局から資料2-5、法務省から資料2-6に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 保護司の担い手確保について、法務大臣が一又は二以上の市町村の区域からなる保護区単位で保護司を委嘱していることから、保護司会が候補者をリストアップする際に、市町村も参加して共同で行うなど、国と市町村のコミュニケ

ーションが重要となる。そのためには、市町村における更生保護サポートセンターの設置や市町村の保護司への理解を高める取組がかぎになるとの意見があった。

- ・ 議題2で取り上げた両調査は、各府省の担当者や現場の地方公共団体の意見、ニーズを把握した良い調査となっており、勧告等についても、調査対象府省にポジティブに受け止められている。ほかの調査についても同様に実施し、行政の評価が少しでも「役に立つ評価」になるよう取り組んでほしいとの意見があった。
- ・ 今回の調査は保護司の活動支援や環境整備を中心としており、短期間でのフィードバックが可能と考えられるが、他方で、薬物犯罪や性犯罪、高齢者の犯罪等、再犯率が高く、保護司が対応するには容易ではないケースが増えており、長期的な課題として、今後、保護観察対象者等の変化に応じた調査も必要との意見があった。本意見に対し、法務省から、薬物犯罪者や性犯罪者については、保護観察官による専門的な処遇プログラム等を実施し、また、高齢者については、厚生労働省と連携して福祉サービスへつなぐ等、再犯防止に向けた取組を行っている。一方で、保護司ならではの指導や助言が、再犯防止にも大きな役割を果たしており、今後も官民協働の体制を維持発展させていきたいとの説明があった。
- ・ 犯罪者の社会復帰のためには、どのように職業訓練を行うかなど、更生保護制度だけでなく、社会全体での対応が必要ではないかとの意見があった。

(5) 事務局から、「提言を踏まえた今後の取組や検討体制」について、資料2-7、2-8、2-9及び2-10に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。審議の結果、政策評価制度部会に「政策評価の改善に関するワーキング・グループ」を設置し、「目標管理型評価ワーキング・グループ」及び「政策評価制度の運用実態の把握等に関するワーキング・グループ」を廃止することとされた。また、政策評価審議会に「行政機関が行う評価に係る実態の把握等に関するワーキング・グループ」を設置することとされた。新たに設置する各ワーキング・グループの構成員については、別途、岡会長及び森田部会長がそれぞれ指名し、事務局を通じて構成員に通知すること、及び、通知後に各ワーキング・グループの構成員一覧を追加資料として公表することとされた。

意見の概要は以下のとおり。

- ・ 「提言を踏まえた主な検討事項」の5項目について、初めてこの内容を見る者が理解しやすいように、各項目の順番を工夫する余地があるとの意見があった。本意見に対し、事務局から、検討事項を一律に並べたものであり、今後開催するワーキング・グループの中で、どのように優先順位をつけながら検討するのが良いのか、議論いただきたいとの説明があった。
- ・ 政策評価について、政策自体の改善につなげることが重要であり、その際、

生産年齢人口の減少による人手不足を踏まえて、可能な限りデジタル化を進めるなどの視点が重要であるとの意見があった。また、政策評価審議会が、個別の政策課題を横断的に議論し、改善策を指摘することが必要との意見があった。加えて、政策評価の改善に向けた取組について、検討事項が多岐にわたっていることから、優先順位をつける必要があり、ワーキング・グループを設置して、各府省と連携しながら具体的な検討を進めることが重要との意見があった。

(6) 事務局から、「行政評価局調査について（外来種対策の推進に関する政策評価）」について、資料3に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 農産物への被害防止のための防除の取組において、組織的に実施し、大量に捕獲する場合は「外来生物法」が適している一方、狩猟免許を持つことなく、自分の農地に限って行う場合は「鳥獣保護管理法」の方が対応しやすくなっている。環境省は、農林水産省や地方公共団体の担当部局の意見を聴取の上、外来生物法と鳥獣保護管理法の各目的を踏まえて、それぞれ何を政策として実現しようとしているのか、現場の実態に合わせて考えてほしいとの意見があった。
- ・ アライグマの捕獲について、環境省は、農産物への被害防止の観点から、これまで以上に農林水産省と連携する必要があるのではないかと意見があった。

(7) 事務局から、令和2年度における、公共事業に係る政策評価の点検結果及び政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の取組について、資料4-1、4-2に沿って報告があった。

以上

(文責：総務省行政評価局)